

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和5年4月25日午後2時南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 13名
2. 出 席 委 員 10名にしてその氏名は次のとおり
2番 高橋 隆 3番 山岸 誠 5番 本間 仁一
6番 青木 憲一 8番 伊藤 圭一 9番 神尾 篤志
10番 朝倉 善則 12番 渡沢 寿 13番 安達 芳紀
7番 浅野 厚司
3. 欠 席 委 員 1番 高橋 善一 4番 黒澤 ちよ子 11番 鈴木 正徳
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 山内 美穂
同 上 事務局長補佐 佐藤 秀之
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付 議 事 件 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第4号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5 報第5号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6 議第13号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第7 議第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第8 議第15号 非農地証明願に対する可否について
日程第9 議第16号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第10 議第17号 南陽市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の一部改正について

6. 会議の要領

(開会：ときに午後2時)

議長

(高橋職務代理者)

令和5年4月18日付け南農委告示第4号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は、9名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、1番 高橋善一委員、4番 黒澤ちよ子委員、11番 鈴木正徳委員の3名であります。また、7番の浅野厚司委員より遅刻のご連絡がありました。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

なお、高橋会長が欠席のため、職務代理者の私が議長を務めます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長

(高橋職務代理者)

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

6番 青木憲一委員、9番 神尾篤志委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 6番 青木 憲一 委員

9番 神尾 篤志 委員

議長

(高橋職務代理者)

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長

(高橋職務代理者)

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長

(高橋職務代理者)

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長

(高橋職務代理者)

日程第4 報第4号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただいま上程されました、報第4号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年3月27日付け農第1043号で、南陽市長から本委員会に対し、3月27日付けで4件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長

(高橋職務代理者)

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長

(高橋職務代理者)

「なし」の声がありますので、報第4号は了承いただいたものと認めます。

議長 (高橋職務代理者) 次に、日程第5 報第5号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、報第5号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が13件ありましたので、ご報告するものであります。

議長 (高橋職務代理者) ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第5号について、ご説明申し上げます。
議案書は3ページから5ページになります。
1番につきましては、▲▲のお亡くなりになった■■■■さんの相続人■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲外7筆の田 合計13,535㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。なお、■■■■さんが先にお亡くなりになりましたが、生前に解約通知を受け付けしていたものです。
2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲外13筆の田 合計29,077㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。
3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲外9筆の田 合計7,572㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。
4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 1,693㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。
5番、6番につきましては、円滑化事業の解約になります。
円滑化団体の■■■■を介した、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲外5筆の田 合計12,149㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。
7番、8番につきましても、円滑化事業の解約になります。
円滑化団体の■■■■を介した、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 10,969㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。
9番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲外8筆の畑 合計2,131㎡を賃借人の申出により、合意解約するものです。

嶋貫農地係長

10番につきましては、お亡くなりになった■■■■さんの相続財産管理人である司法書士の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外6筆の田が1,992㎡、畑が3,020㎡ 合計5,012㎡を財産処分のため、合意解約するものです。

11番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外2筆の畑 合計1,137㎡を第三者へ賃貸するため、合意解約するものです。

12番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の畑 2,122㎡を仲介により、合意解約するものです。

13番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の畑 909㎡を第三者へ賃貸するため、合意解約するものです。

以上です。

議長

(高橋職務代理者)

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長

(高橋職務代理者)

「なし」の声が有りますので、報第5号は了承いただいたものと認めます。

議長

(高橋職務代理者)

次に、日程第6 議第13号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただいま上程されました、議第13号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転4件、賃借権設定15件、使用貸借権設定1件、合計20件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長

(高橋職務代理者)

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第13号について、ご説明申し上げます。

議案書は6ページから10ページになります。

はじめに、6ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の田 1, 036㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、お亡くなりになった■■■■さんの相続財産管理人である司法書士の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外6筆の田が1, 992㎡、畑が1, 473㎡ 合計3, 465㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、お亡くなりになった■■■■さんの相続財産管理人である司法書士の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外3筆の畑 合計2, 332㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 畑 215㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、7ページをご覧ください。賃借権設定の申請となります。

5番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の畑 942㎡について、新規の5年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

6番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外3筆の畑 合計2, 212㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

7番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の畑 4, 606㎡について、新規の5年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

8番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外31筆の田が9, 057㎡、畑が7, 835㎡ 合計16, 892㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

9番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の畑 892㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

10番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外7筆の畑 合計1, 339㎡について、新規の1年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

11番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の畑 716㎡について、新規の7年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

12番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の畑 956㎡について、新規の1年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

13番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の畑 707㎡について、新規の1年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

嶋貫農地係長

14番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外1筆の畑 合計1,179㎡について、新規の1年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

15番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外2筆の畑 合計1,137㎡について、新規の1年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

16番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外1筆の畑 合計748㎡について、新規の1年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

17番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外6筆の畑 合計3,954㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

18番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の畑 合計909㎡について、新規の7年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

19番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外4筆の田 合計7,995㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、物納となっております。

次に、10ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の畑 991㎡を新規の5年契約となっております。以上です。

議長
(高橋職務代理者)

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。
はじめに、議第13号 1番及び2番、13番から16番までの6件の現地調査については、10番 朝倉善則委員より、報告をお願いします。

10番
(朝倉善則委員)

1番及び2番、13番から16番までの6件について現地調査を行いました。作付けはされていませんでしたが、1年に1回以上草刈りをしているということでしたので、問題なしと確認し、報告いたします。

議長
(高橋職務代理者)

次に、3番の現地調査について、
12番 渡沢寿委員より、報告をお願いします。

- 1 2 番
(渡沢寿委員) 4月24日に現地調査を行いました。
▲▲の▲▲と▲▲の方が作付けはされておらず、草も生えていたが、他2筆の農地と隣接していてサクランボ畑として使われていたもので、周辺の農地への影響がなく問題ないことを報告いたします。
- 議長
(高橋職務代理者) 次に、4番の現地調査については、酒井一平推進委員より調査して
いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。
- 嶋貫農地係長 4月24日酒井推進委員より電話で連絡を頂戴しています。
現地については家庭菜園として耕作されており、面積は小さいですがしっかり管理されていることを確認したとご報告いただいております。
- 議長
(高橋職務代理者) 次に、5番の現地調査については、松田繁徳推進委員より調査して
いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。
- 嶋貫農地係長 4月24日に松田推進委員から連絡を頂戴しています。
現地は果樹園として作付けされているとご報告いただいております。
- 議長
(高橋職務代理者) 次に、6番の現地調査については、鈴木雄一推進委員より調査して
いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。
- 嶋貫農地係長 4月24日に鈴木推進委員から連絡を頂戴しています。現地はどちら
らもぶどう園として耕作されていることを確認したとご報告をいた
だいております。
- 議長
(高橋職務代理者) 次に、7番及び19番の現地調査については、竹田壮芳推進委員よ
り調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。
- 嶋貫農地係長 4月24日に竹田推進委員より電話で連絡を頂戴しています。
7番の案件につきましては▲▲のぶどう園として管理されていると
いうことをご報告をいただきました。
19番の案件につきましては、昨年まで■■■■さんが作っており
まして、耕作されており、周辺農地に影響がないことをご報告いた
だいております。
- 議長
(高橋職務代理者) 次に、8番の現地調査について、3番山岸誠委員より、報告をお願
いします。

3番
(山岸誠委員) 昨日確認してまいりました。
昨年までの草刈り等は確認できませんでしたが、1部苗木が植わっている所もありました。また、畑の周囲全体に電気柵を巡らせており、管理されていると認められました。
以上です。

議長
(高橋職務代理者) 次に、9番の現地調査について、7番浅野厚司委員より、報告をお願いします。

7番
(浅野厚司委員) 今日確認してまいりました。
作付けされているかどうかは分かりませんが、しっかり整備され、周りに影響はないことを確認してまいりました。

議長
(高橋職務代理者) 次に、10番、11番、18番の現地調査については、後藤和義推進委員より調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 4月の23日に後藤推進委員よりご報告を頂戴しております。
園地が3か所に分かれますが、いずれも作付けはされておりましたが、管理されていると確認いただいております。

議長
(高橋職務代理者) 次に、12番の現地調査については、長谷部修推進委員より調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 4月の21日に長谷部推進委員からご報告を頂戴してございまして、どの園地につきましても作付けはされておりましたが、草刈りはされており、管理されているということで、周辺農地に影響がないことを確認したとご報告をいただいております。
以上です。

議長
(高橋職務代理者) 次に、17番の現地調査については、村越竜仁推進委員より調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 本日村越推進委員より報告を頂戴しております。
この園地の中で▲▲は、一か所道路を挟んで離れた園地になっていまして、若干草が生えているということでした。しかし、一帯に桃を作付けするために様々準備がされているところを本日確認いただいて、今草が生えている所も適切に管理されるだろうということでご報告を頂戴しております。

議長
(高橋職務代理者) お諮りいたします。
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長
(高橋職務代理者) 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長
(高橋職務代理者) それでは始めに、議第13号 8番の案件について、審議いたします。

それではここで、議長を会議規則第6条の規定により、年長委員の伊藤圭一委員と交代いたします。

…………高橋隆会長職務代理者は自席に移動…………

…………伊藤圭一年長委員は、議長席に移動…………

議長
(伊藤圭一委員) 議長を交代いたしました。

議長
(伊藤圭一委員) それでは、議第13号8番の案件について、審議いたします。ここで、2番 高橋隆委員の退席を求めます。

…………高橋隆委員退席…………

議長
(伊藤圭一委員) これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長
(伊藤圭一委員) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長
(伊藤圭一委員) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの8番の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長
(伊藤圭一委員) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長
(伊藤圭一委員) ここで、2番 高橋隆委員の復席を求めます。

…………高橋隆委員復席…………

議長
(伊藤圭一委員) それでは、議長を高橋隆職務代理者者に交代いたします。

…………高橋隆職務代理者は復席し、議長席に着座…………

…………伊藤圭一年長委員は、自席に戻り着座…………

議長
(高橋職務代理者) 議長を交代いたしました。

議長 (高橋職務代理人) それでは次に、議事参与案件となった8番を除く所有権移転4件、賃借権設定14件、使用貸借件1件の19案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長 (高橋職務代理人) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

13番 (安達芳紀委員) 8ページの10番からの■■■■さん絡みの案件ですが、契約年数が、1年、7年、10年とそれぞれに開きがあるのですが、特に1年というのはどうしてこんなに短い期間に設定したのか教えてください。

嶋貫農地係長 お答え申し上げます。
■■■■さんは新規の参入法人でございまして、作付予定作物が、唐辛子、おかひじき、果樹と様々あります。
契約期間が1年の農地は、露地の野菜を作付け予定で、1年ごとに節目をつけたいということで契約年数が1年になっています。
7年の所、11番の案件ですが、こちらにはおかひじきのハウスを建てたいということで、耐用年数の7年を一区切りにしようというものです。
9ページ開いていただきまして、同じく7年の所はおかひじき、10年の所は果樹を植える予定で、果樹は特に桃を植栽したい計画のようです。
農地法3条の申請ですので、基本的には期間の満了時に双方からの申し出がなければ自動で更新になるという制度ですが、作付け作物によって便宜上、区切りを1年、7年、10年と露地野菜、施設野菜、果樹によって分けていると伺っております。
以上です。

議長 (高橋職務代理人) よろしいでしょうか。

13番 (安達芳紀委員) はい。分かりました。

議長 (高橋職務代理人) 他に質疑のある方はいらっしゃいますか。

……………なしの声……………

議長 (高橋職務代理人) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長 (高橋職務代理人) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの8番を除く19案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長 (高橋職務代理人) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、8番を除く19案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長 (高橋職務代理人) 次に、日程第7 議第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、議第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権移転1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長 (高橋職務代理人) ただいま、事務局長から提案理由の説明がありました、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第14号について、ご説明申し上げます。議案書は11ページになります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲の畑 130㎡を所有権移転し、雪押場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

以上です。

議長 (高橋職務代理人) ここで、1番の現地調査について、12番 渡沢寿委員より、報告をお願いします。

12番 (渡沢寿委員) 4月18日に、私と安達芳紀委員、佐藤事務局長補佐、嶋貫係長の4名で、5条1件の現地調査を行いました。

この案件については、申請通りであったことをご報告申し上げます。

以上です。

議長 (高橋職務代理人) これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長 (高橋職務代理人) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長
(高橋職務代理人) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長
(高橋職務代理人) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長
(高橋職務代理人) 次に、日程第 8 議第 1 5 号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長
ただいま上程されました、議第 1 5 号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第 2 条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し 1 件ありましたので、提案するものであります。事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長
(高橋職務代理人) ただいま、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長
ただいま提案されました、議第 1 5 号につきまして、ご説明します。
議案書 1 2 ページになります。
1 番につきましては、お亡くなりになった■■■■さんの相続財産管理人である司法書士の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が畑、9 7 m²が、昭和 5 8 年から住宅敷地として利用され、現在に至っているものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
なお、こちらの案件は、相続人がいらっしゃらない方の財産処分という形で、非農地になっている部分について証明の上、地目を変更したうえで売却するための一連の手続きです。
以上です。

議長
(高橋職務代理人) ここで、現地調査について、報告をお願いします。
1 番の現地調査について、1 3 番 安達芳紀委員より報告をお願いします。

13番
(安達芳紀委員) 4月18日に、私と渡沢寿委員、佐藤事務局長補佐、嶋貫係長の4名で、非農地1件の現地調査を行いました。
この案件については、申請通りであったことをご報告申し上げます。
以上です。

議長
(高橋職務代理者) これより、本案件について審議に入ります。
質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長
(高橋職務代理者) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長
(高橋職務代理者) 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長
(高橋職務代理者) 次に、日程第9 議第16号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長
ただいま上程されました、議第16号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和5年4月12日付け農第69号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法附則（令和4年5月27日法律第56号）第5条」に基づいて、賃借権設定36件、所有権移転1件の37件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしく願い申し上げます。

議長
(高橋職務代理者) ただいま、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

佐藤事務局長補佐

ただ今提案されました、議第16号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は13ページからで、16ページにつきましては、総括表となっておりますのでご覧ください。

賃借権設定が36件で、計画面積が田140,234㎡、畑13,776.82㎡、合計154,010.82㎡となっております。

また、所有権移転は1件で、計画面積が田9,632.35㎡、畑3,138.30㎡、合計12,770.65㎡となっております。

17ページをご覧ください。賃借権の設定につきましてご説明申し上げます。

No.1につきましては、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田1筆、4,828㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払い、金納となっております。

以下、No.2の▲▲の■■■■さんから23ページのNo.36▲▲の■■■■さんまでの35件につきましても、農地中間管理事業に伴って「やまがた農業支援センター」を介して賃借権を設定するものですが、事前に通知させていただいておりましたので、このたびは件数が多いことから、案件毎の説明を省略させて頂きたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続いて24ページをご覧ください。

所有権移転の申請1件につきまして、ご説明を申し上げます。

No.1について、▲▲の■■■■さんから、▲▲の■■■■さんへ、▲▲字▲▲の「田」3,35㎡他11筆、9,632.35㎡及び、▲▲字▲▲の「畑」793㎡他10筆、3,138.3㎡、合計12,770.65㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

以上でございます。

議長

(高橋職務代理者)

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長

(高橋職務代理者)

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長

(高橋職務代理者)

それでは始めに、議第16号36番の案件について、審議いたします。

ここで、7番 浅野厚司委員の退席を求めます。

……………浅野厚司委員退席……………

議長
(高橋職務代理人)

これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長
(高橋職務代理人)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長
(高橋職務代理人)

本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの36番の案件について、
計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願い
いたします。

…………全員挙手…………

議長
(高橋職務代理人)

妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決ま
しました。

議長
(高橋職務代理人)

ここで、7番 浅野厚司委員の復席を求めます。

…………浅野厚司委員退席…………

議長
(高橋職務代理人)

それでは次に、議第16号 36番を除く35案件について、審議
いたします。

議長
(高橋職務代理人)

これより本案件について、審議に入りますが、一括して審議する
ことについて、ご異議ございませんか。

…………異議なしの声…………

議長
(高橋職務代理人)

異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長
(高橋職務代理人)

本案件について、質疑、意見を求めます
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長
(高橋職務代理人)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長
(高橋職務代理人)

本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、計画のとおり決定す
ることが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長
(高橋職務代理者) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長
(高橋職務代理者) 次に、日程第10 議第17号「南陽市農業委員会が管理する個人情報保護に関する規則の一部改正について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長
ただいま上程されました、議第17号「南陽市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の一部改正について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律の改正が適用され、南陽市個人情報保護条例で規定していた個人情報の取り扱いが、法に基づく全国的な共通ルールが適用されることになりました。これに伴い南陽市個人情報保護条例が廃止され、新たに法の施行に必要な事項を規定する「南陽市個人情報の保護に関する法律施行条例」が制定されたことから、「南陽市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規則」の一部改正を提案するものであります。
ご審議のうえ決定くださるよう、よろしく願い申し上げます。

議長
(高橋職務代理者) これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。

…………なしの声…………

議長
(高橋職務代理者) 「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

議長
(高橋職務代理者) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の案件について、原案のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長
(高橋職務代理者) 原案のとおり決定することが全員と認めます。
よって、本案は、原案のとおり決定することに決しました。

議長(高橋職務代理者) 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和5年4月18日付け南農委告示第4号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後2時43分)